

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次の実施要領のとおり告示する。

令和8年4月8日

庄原市長 八 谷 恭 介

子どもたちと多世代の集いの場整備事業に係る企画提案実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名

子どもたちと多世代の集いの場整備事業

(2) 事業主旨

「子どもたちと多世代の集いの場」として、子育て世代をはじめ、誰もが気軽に集いより日常的に利用しやすく、かつ安全性に配慮しあらゆる利用者が安心して楽しめる広場となるよう整備するものである。

(3) 事業内容

事業内容は、子どもたちと多世代の集いの場整備事業仕様書(以下「仕様書」という。)によるものとする。

(4) 発注方式

本業務は庄原市上野総合公園内(広島県庄原市新庄町内)に、複合遊具施設の設置についての企画・提案を受けたうえで、子どもたちと多世代の集いの場整備事業に必要な基礎工事、撤去工事、複合遊具の実施設計及び製作、現地設置を一括してプロポーザル方式により発注する。

(5) 予算規模

本事業の予算規模は128,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以下で予定している。

※実施設計、複合遊具の製作、設置撤去工事、工事監理業務等のすべてを含む。

(6) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

2. 実施形式

限られた事業費を最大限に活用し、利用者に喜ばれる施設を設置するため、広く公募して、応募者の中から最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3. スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

日程	内容
令和8年4月8日（水）から	募集開始（公告）
令和8年4月17日（金）午後5時まで	質問書の提出期限（参加希望）
令和8年4月20日（月）午後5時まで随時	質問書回答（参加希望）
令和8年4月21日（火）午後5時まで	参加希望受付
令和8年4月24日（金）まで	資格審査結果通知期限
令和8年5月11日（月）午後5時まで	質問書の提出期限（提案書）
令和8年5月13日（水）午後5時まで	質問書の回答期限（提案書）
令和8年5月29日（金）午後5時まで	提案書の提出期限
令和8年6月上旬～中旬	審査会開催（提案審査）・プレゼンテーション
令和8年6月中旬～6月下旬	審査結果通知・契約事務
令和8年6月下旬～7月上旬	契約締結手続き

4. 審査概要

提案書・プレゼンテーションの審査は、子どもたちと多世代の集いの場整備事業に関する受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が行う。

審査は提出された書類及びプレゼンテーションにおいて実施されるヒアリングを加味して実施し、総合的に評価する。（選定審査会は非公開とする）

5. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、事業実施に必要な能力を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2）提案書の提出期限の日までに、庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示131号）又は広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていない者
- （3）建設業法の規定による「造園」または「とび・土工」の許可を有する者
- （4）参加希望者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあり、一般社団法人日本公園施設業協会（以下「(一社)日本公園施設業協会」という。）技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者、または、同等以上の資格を有する主任技術者を配置できる者

- (5) 市税（事業者における法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない者
- (6) 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がない者
- (7) 経営不振の状態（会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、庄原市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと
- (8) 参加形態は単体事業体参加とし、平成27年度以降において、本事業と同種・同等以上の遊具施設の整備実績を有する者

6. 参考図書閲覧および現場視察について

- (1) 閲覧期間
令和8年4月8日（水）午前9時からプレゼンテーションの前日まで
- (2) 閲覧場所
庄原市環境建設部都市整備課及び庄原市ホームページ
- (3) 閲覧資料
 - ① 庄原市都市計画マスタープラン
 - ② 庄原市立地適正化計画
 - ③ 子どもたちと多世代の集い場ウッドデッキ外設計業務の資料（一部に限る）
- (4) 現場視察について
プロポーザル参加者が現地視察を行いたい場合、施設利用者に影響を与えない限り、自由に行うことができることとする。なお、隣接する駐車場は工事中であることから、工事の妨げにならないように十分注意すること。

7. 企画提案の手順

- (1) 参加表明書等の提出
プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出しなければならない。
なお、プロポーザルへの参加資格の有無については、令和8年4月24日（金）午後5時までに電子メールでその旨を通知する。
- ① 提出物及び提出部数等

(ア)	参加表明書	(様式-1)	A4版	1部提出
(イ)	工事履行実績調書	(様式-2)	A4版	1部提出
(ウ)	技術者の資格・工事経験調書		A4版	1部提出
(エ)	建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写し）			1部提出
(オ)	直近事業年度の財務諸表（決算書）			1部提出
(カ)	納税証明書（消費税及び法人税。写しでも可）			1部提出

(キ) 市税等納税調査承諾書 (様式-4) A4版 1部提出

- ② 提出期限 令和8年4月21日(火)午後5時まで
- ③ 提出先 「9. 連絡先及び提出先」に示される部署
- ④ 提出方法 持参、郵送、または電子データ(電子メール)により提出。

ただし、郵送による場合は期限とする日時までに必着のこと。

※ 電子データにより送付する際は、電子メールの送付後において速やかに「9. 連絡先及び提出先」に示す連絡先に電話連絡を行うこと。

(2) 質問事項の受付・回答(参加申込・企画提案)

[参加申込に関する質問]

質問がある場合は、質問書(様式-5)を次のとおり提出すること。なお、質問書を送付した場合は、電話でその旨を連絡すること。

- ① 提出期限 令和8年4月17日(金)午後5時まで
- ② 提出先 「9. 連絡先及び提出先」に示される部署
- ③ 提出方法 電子メールによる
- ④ 質問回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月20日(月)午後5時までに随時、個別に電子メールにて回答する。

[企画提案に関する質問]

参加表明書等を提出した者を対象として、仕様書及び企画提案実施要領に関する質問を受け付ける。質問がある場合は、質問書(様式-5)を次のとおり提出すること。なお、質問書を送付した場合は、電話でその旨を連絡すること。

- ① 提出期限 令和8年5月11日(月)午後5時まで
- ② 提出先 「9. 連絡先及び提出先」に示される部署
- ③ 提出方法 電子メールによる
- ④ 質問回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月13日(水)午後5時までに全ての質問に対する回答を取りまとめ、電子メールにてプロポーザル参加者全員に送付する。

(3) 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、企画提案書(1社1案)を次のとおり提出しなければならない。

なお、審査の公平性、透明性を図るため、下記「①提出物」に示す見積書以外の書類には、社名や商標、記号など、提出者を認識できるものを表示しないこと。様式は任意とし、提出部数は15部、提案書に使用する言語は日本語、通貨は円とする。

また、電子データ(PDFファイル)も作成し、紙書類の提出に合わせ、電子メールにて提出すること。(ファイルサイズが大きい場合は、ファイル転送サービス等を利用すること。)

① 提出物

(ア) 企画提案書(任意様式)

- ・用紙は原則A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上
- ・表紙を除き、10ページ以内で両面印刷とする

- ・ A 3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし A 4 版 2 枚とカウントする
- (イ) 実施方針・工事フロー・工程計画（任意様式）
- (ウ) 提案目的物の概要図（完成予想イラスト） A 3 版
- (エ) 遊具等の配置計画図
- (オ) 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
- (カ) 遊具設置後の約20年間の維持管理経費を説明する資料
- (キ) 見積書（任意様式、合計金額のほか積算内容も記載すること）
- (ク) その他必要に応じた補足説明資料

② 企画提案書への記載事項

・テーマ・整備方針

子どもたちの好奇心を刺激するとともに、繰り返し遊びたくなる複合遊具等の提案を求める。

・遊具の構成要素

設置遊具等の規模や機能に加え、近年の天候（猛暑等）を考慮した対策の提案を求める。

・安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫についての提案を求める。

・維持管理

各使用材料別に検討するとともに、遊具等の全体の維持管理費を低減できる対策の提案を求める。

※詳細は審査項目による。

③ 提出期限 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで

④ 提出方法 持参または郵送。（郵送による場合は期限とする日時までに必着）

(4) 最優秀提案者の選定

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション等の内容をもとに、「選定審査会」において審査を行い、評価が最も高かった者を最優秀提案者、2 番目に評価の高かった者を次点者として選定する。

① プレゼンテーションの実施

(ア) 方法

本市に提出した企画提案書に基づき、提案者がプレゼンテーション方式で説明を行う。プレゼンテーションに際して、パワーポイント等の使用は認めるが、当初提出した書類に追加する提案の説明や追加資料は認めない。また、パソコンを使用して説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意をするが、パソコンは提案各社で用意すること。

(イ) 時間

1 社につき、提案説明20分以内とし、その後20分程度の質疑応答時間を設ける。

なお、説明時間を超過した場合は、途中でも打ち切ることとするので留意すること。

(ウ) 出席者及び説明者

プレゼンテーションへの出席者は、配置予定の主任技術者を含め 3 名以内とする。

(エ) 開催日時

令和8年6月上旬～中旬 ※日時等の詳細は後日書面で通知する

② 審査基準

企画提案者の審査は、「子どもたちと多世代の集いの場整備事業審査基準」に定めた基準に基づき行う。

(5) 選定結果の通知

審査結果の確定後、速やかに全ての提案者に対し通知する。

(6) 業務の契約手続き

① 選定された最優秀提案者との間で、最終的な協議調整を行った上で、予算の範囲内で本事業の契約を締結する。

② 最優秀提案者と契約締結できない場合は次点提案者と契約交渉を行うものとする。

③ 提案書の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本工事の目的達成のため、必要な範囲内において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

8. その他の留意事項

(1) 企画提案に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。

(5) 提案書提出者は、選定結果の通知に対して、書面を受領した日から本市の定める 休日を除く5日以内に、書面により説明を求めることができる。

(6) 前項の求めがあった場合には、書面を受領した日から本市の定める休日を除く10日以内に電子メールにより回答する。ただし、法人または個人に関する情報で、公にすることにより当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、その他本市の情報公開条例に定める非公開情報に関する事項については除く。

(7) 虚偽の記載、審査委員会の構成員または関係者との接触、その他選定結果に影響を与える不正な行為等があった場合は、失格とし選考の対象としない。

(8) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

9. 連絡先及び提出先

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係 担当：加藤

電話 0824-73-1203

FAX 0824-72-3322

メールアドレス keiyaku@city.shobara.lg.jp